

## 令和7年度 第2回あきる野市障害者虐待防止ネットワーク会議

- 1 期日 令和8年2月3日（火）
- 2 委員 障害者虐待防止ネットワーク会議委員15人  
（福祉関係者6人、保健・医療関係者2人、教育関係者2人、法律関係者1人、関係機関の職員3人、市職員1人）
- 3 令和7年度障害者虐待防止事業報告について  
（1）令和7年度障害者虐待防止事業報告について  
（2）障害者虐待防止に関する調査の結果報告について
- 4 令和7年度障害者虐待相談及び通報状況について
- 5 令和8年度の取組について
- 6 その他
- 7 閉会

### 委員意見等

- 3-（1）令和7年度障害者虐待防止事業報告について  
委 員：障害者虐待防止研修と身体拘束等の適正化に係る取り組みについての研修に参加した。どちらも研修が義務化されている。オンライン研修のため参加しやすかった。  
委 員：パンフレットについては国や東京都で作成したものか。  
事務局：市で作成したものである。
- 3-（2）障害者虐待防止に関する調査の結果報告について  
委 員：虐待防止委員会は小規模の事業所でも設置しなければならないのか。人数の規定はあるのか。  
委 員：小規模の事業所でも必ず委員会は設置しなければならない。最低でも管理者と提供責任者の2名以上で委員会を設置することになっている。  
委 員：配布物のポスターには通報先が明記されているか。  
事務局：明記されている。
- 4 令和7年度障害者虐待相談及び通報状況について  
委 員：判定不能の他に不適切支援との記載があるが、判定不能の内訳になるのか。

事務局：内訳ではなく、こちらから伝えた内容を補足するため記入した。

委員：あきる野市内の事業所であるが、援護の実施が他市であるとあきる野市は関与できないのか。事業所の体制の問題ではあると思う。

事務局：調査権限があるのは援護の実施主体になる。ただ、指導検査としてはあきる野市になるため、事業所には全く関わらないということではない。

委員：暴行を受けた直後に通報をすれば、警察官に現場を確認してもらえるが、その場で精神的に不安定になり、すぐには通報できない場合は、傷等の写真を撮っておけば後の相談に役立つか。

委員：事件化するのであれば、怪我の写真を撮って、病院に行き診断書をもらうことが確実である。その後でも相談に来てもらえれば対応できる。

## 5 令和8年度の取組について

意見なし

## 6 その他

虐待防止研修、第2次あきる野市自殺対策推進計画等について情報共有を行った。

※次回の令和8年度第1回障害者虐待防止ネットワーク会議は、令和8年7月頃

以上